

(別添1)

令和元年5月8日
国家公安委員会
警察庁長官

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

警察庁内部部局、附属機関及び地方機関並びに都道府県警察に勤務する警察官のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表又は専門スタッフ職俸給表（3級に限る。）の適用を受ける令和元年9月30日時点で「51歳から59歳まで」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「令」という。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和元年9月30日（月）までに定年に達する職員
- (4) 令和元年5月13日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年5月13日（月）から令和元年7月12日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約2か月間）

令和元年5月13日（月）午前9時30分から

令和元年7月12日（金）午後6時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和元年6月17日（月）から令和元年9月30日（月）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運

営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙1の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和元年8月上旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(以下「応募取下げ申請書」という。)を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

警察庁長官官房人事課長

警電:

加入:

(メールアドレス)

P-WAN:

E=MAIL:

(郵送宛先)

100-8974

東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

警察庁長官官房人事課長(早期退職募集関係)

(別添2)

令和元年11月20日
国家公安委員会
警察庁長官

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

警察庁内部部局、附属機関及び地方機関並びに都道府県警察に勤務する警察官のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表又は専門スタッフ職俸給表（3級に限る。）の適用を受ける令和2年3月31日時点で「51歳から59歳まで」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「令」という。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和2年3月31日（火）までに定年に達する職員
- (4) 令和元年11月25日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年11月25日（月）から令和2年1月24日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約2か月間）

令和元年11月25日（月）午前9時30分から

令和2年1月24日（金）午後6時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和2年1月6日（月）から令和2年3月31日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運

営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙1の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和2年2月上旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(以下「応募取下げ申請書」という。)を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

警察庁長官官房人事課長

警電:

加入:

(メールアドレス)

P-WAN:

E=MAIL:

(郵送宛先)

100-8974

東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

警察庁長官官房人事課長(早期退職募集関係)

令和元年6月19日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

福岡県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で令和元年8月28日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和元年8月28日（水）までに定年に達する職員
- (4) 令和元年6月24日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年6月24日（月）から令和元年7月19日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間

令和元年6月24日（月）午前9時00分から

令和元年7月19日（金）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和元年8月14日（水）から令和元年8月28日（水）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙1の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和元年7月下旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後4時00分)までに、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

福岡県警察本部警務部参事官(警務課長) [REDACTED]

警電: [REDACTED]

代表: [REDACTED]

(メールアドレス)
[REDACTED]

(郵送宛先)

〒812-8576

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部警務部警務課長(早期退職募集関係)

令和元年 6 月 19 日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

警視庁に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で令和元年9月2日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和元年9月2日（月）までに定年に達する職員
- (4) 令和元年6月24日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年6月24日（月）から令和元年7月23日（火）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

令和元年6月24日（月）午前9時00分から

令和元年7月23日（火）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和元年8月26日（月）から令和元年9月2日（月）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 1 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和元年 8 月上旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後 4 時 00 分)までに、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

警視庁警務部理事官(人事担当) [REDACTED]

警電: [REDACTED]

代表: [REDACTED]

(メールアドレス)
[REDACTED]

(郵送宛先)

100-8929

東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 1 号

警視庁警務部理事官(人事担当)(早期退職募集関係)

令和元年6月19日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

神奈川県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で令和元年9月5日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和元年9月5日（木）までに定年に達する職員
- (4) 令和元年6月26日（水）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年6月26日（水）から令和元年7月25日（木）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数 若干名

3 募集の期間（約1か月間）

令和元年6月26日（水）午前8時30分から

令和元年7月25日（木）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対してただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和元年8月23日（金）から令和元年9月5日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 1 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和元年 8 月上旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後 4 時 00 分)までに、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

神奈川県警察本部警務部参事官兼警務課長

警電:

加入:

(メールアドレス)

(郵送宛先)

231-8403

神奈川県横浜市中区海岸通 2 丁目 4 番地

神奈川県警察本部警務部警務課長(早期退職募集関係)

令和元年11月28日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

千葉県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で令和2年2月7日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和2年2月7日（金）までに定年に達する職員
- (4) 令和元年12月2日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年12月2日（月）から令和元年12月27日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

令和元年12月2日（月）午前8時30分から

令和元年12月27日（金）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和2年1月31日（金）から令和2年2月7日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5. 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙1の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和2年1月中旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後4時00分)までに、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

千葉県警察本部警務部参事官兼警務課長

警電:

代表:

(メールアドレス)

(郵送宛先)

260-8668

千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号

千葉県警察本部警務部警務課長(早期退職募集関係)

令和元年12月6日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

島根県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）8級以上の適用を受ける職員で令和2年2月7日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和2年2月7日（金）までに定年に達する職員
- (4) 令和元年12月9日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年12月9日（月）から令和2年1月8日（水）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

令和元年12月9日（月）午前8時30分から

令和2年1月8日（水）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和2年2月3日（月）から令和2年2月7日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙1の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和2年1月中旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後4時00分)までに、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

島根県警察本部警務部参事官(警務課長事取) [REDACTED]

警電: [REDACTED]

代表: [REDACTED]

(メールアドレス)
[REDACTED]

(郵送宛先)

郵便番号 690-8510

住所 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部警務課長(早期退職募集関係)

令和元年11月28日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

警視庁に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で令和2年2月18日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和2年2月18日（火）までに定年に達する職員
- (4) 令和元年12月2日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年12月2日（月）から令和元年12月26日（木）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

令和元年12月2日（月）午前9時00分から

令和元年12月26日（木）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和2年2月10日（月）から令和2年2月18日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 1 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和 2 年 1 月下旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後 4 時 00 分)までに、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

警視庁警務部理事官(人事担当) [REDACTED]

警電: [REDACTED]

代表: [REDACTED]

(メールアドレス)
[REDACTED]

(郵送宛先)

100-8929

東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 1 号

警視庁警務部理事官(人事担当)(早期退職募集関係)

令和元年11月28日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

三重県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で令和2年3月9日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和2年3月9日（月）までに定年に達する職員
- (4) 令和元年12月2日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年12月2日（月）から令和元年12月26日（木）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

令和元年12月2日（月）午前8時30分から

令和元年12月26日（木）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和2年2月21日（金）から令和2年3月9日（月）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 1 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和 2 年 2 月上旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後 4 時 00 分)までに、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

三重県警察本部警務部警務課長

警電:

代表:

(メールアドレス)

(郵送宛先)

郵便番号 514-8514

住所 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部警務課 (早期退職募集関係)

令和元年11月28日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

福岡県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で令和2年3月3日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「令」という。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和2年3月3日（火）までに定年に達する職員
- (4) 令和元年12月2日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年12月2日（月）から令和元年12月27日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

令和元年12月2日（月）午前9時00分から

令和元年12月27日（金）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和2年2月10日（月）から令和2年3月3日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 1 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和 2 年 1 月下旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後 4 時 00 分)までに、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

福岡県警察本部警務部参事官(警務課長)

警電:

代表:

(メールアドレス)

(郵送宛先)

〒812-8576

福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県警察本部警務部警務課長(早期退職募集関係)

令和元年11月28日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

京都府警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で令和2年3月23日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和2年3月23日（月）までに定年に達する職員
- (4) 令和元年12月2日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年12月2日（月）から令和元年12月27日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

令和元年12月2日（月）午前8時30分から

令和元年12月27日（金）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和2年3月17日（火）から令和2年3月31日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 1 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和 2 年 3 月上旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後 4 時 00 分)までに、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

京都府警察本部警務部参事官(警務課長) [REDACTED]

警電: [REDACTED]

代表: [REDACTED]

(メールアドレス)
[REDACTED]

(郵送宛先)

郵便番号: 602-8550

住所: 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町 85 の 3・4 合地

京都府警察本部警務部参事官(警務課長) (早期退職募集関係)

令和元年11月28日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

岩手県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で令和2年3月31日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和2年3月31日（火）までに定年に達する職員
- (4) 令和元年12月9日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年12月9日（月）から令和2年1月8日（水）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

令和元年12月9日（月）午前8時30分から

令和2年1月8日（水）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和2年3月2日（月）から令和2年3月31日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 1 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和 2 年 2 月中旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後 4 時 00 分)までに、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

岩手県警察本部警務部参事官兼警務課長

警電:

代表:

(メールアドレス)

(郵送宛先)

020-8540

岩手県盛岡市内丸 8 番 10 号

岩手県警察本部警務部警務課長(早期退職募集関係)

令和元年11月28日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

大阪府警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で令和2年3月31日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和2年3月31日（火）までに定年に達する職員
- (4) 令和元年12月4日（水）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年12月4日（水）から令和元年12月25日（水）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

令和元年12月4日（水）午前9時00分から

令和元年12月25日（水）午後5時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和2年3月2日（月）から令和2年3月31日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 1 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに大阪府警察総合情報管理システムの端末装置により送信する電子メール(以下「大阪府警察電子メール」という。)、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和 2 年 2 月中旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後 4 時 00 分)までに、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を下記受付担当宛てに大阪府警察電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

大阪府警察本部警務部参事官(警務課長) ■■■■

警電: ■■■■

代表: ■■■■

(メールアドレス) ■■■■

(郵送宛先)

540-8540

大阪府大阪市中央区大手前 3 丁目 1 番 11 号

大阪府警察本部警務部警務課長(早期退職募集関係)

令和元年11月28日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

愛媛県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で令和2年3月31日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和2年3月31日（火）までに定年に達する職員
- (4) 令和元年12月2日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年12月2日（月）から令和元年12月25日（水）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

令和元年12月2日（月）午前8時30分から

令和元年12月25日（水）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和2年3月2日（月）から令和2年3月31日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 1 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和 2 年 2 月中旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後 4 時 00 分)までに、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

愛媛県警察本部警務部参事官(警務課長事務取扱) [REDACTED]

警電: [REDACTED]

代表: [REDACTED]

(メールアドレス)
[REDACTED]

(郵送宛先)

7 9 0 - 8 5 7 3

愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2

愛媛県警察本部警務部警務課長(早期退職募集関係)